

2月4日投開票された京都市長選挙は残念な結果となりました。投票率は41.7%にとどまりましたが、京都市民の6割近くが京都市政に無関心で、無関係だと思っている状況＝京都市民のみなさんが貧困で社会から排除され、孤立している状況を、何とかしなければならないとあらためて痛感させられました。ほんとうに「憲法を暮らしの中に生かす」ことが、今求められています。今号は、①京都職対連第41回定期総会&結成40周年記念レセプション、②メンタルサポート京都公開講座2024、③いの健京都センター2023年度第3回理事会、④労働法制をめぐる動き、⑤今月の2冊、⑥編集子の独り言です。

I 京都職対連第41回定期総会&結成40周年記念レセプション

2月24日午後、ラポール京都2階ホールで、京都職対連の第41回定期総会、引き続いて結成40周年記念レセプションが開催されました。

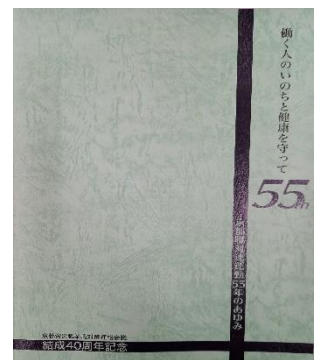
第41回定期総会では、新田会長が開会あいさつ、芝井事務局長が議案提案を行いました。討論では、京建労の伊藤代議員と京都市職労の福本代議員が発言しました。伊藤代議員は、建設アスベスト裁判の現状と引き続き支援の訴えを行うとともに、京建労におけるアスベスト被災掘り起こしと予防のとりくみについて報告しました。福本代議員は、生活保護のケースワーカーをしている労働者が受給者のお宅を訪問する際の転倒事故が公務災害の認定外となった事案について、これでは安心して仕事をすることができないとして、認定されるよう引き続き闘う決意を表明されました。認定闘争を闘われている①JMITUの目黒さん（精神疾患・うつ病、大津地裁）、②前田さん（後遺障害、京都地裁）、③府立高教組の岡本さん（精神・適応障害、再審査請求中）、④ユニチカ宇治工場で働いていた河合さん（アスベスト・中脾腫、労災申請中）からも現状報告と支援の訴えがありました。新役員には新田会長、芝井事務局長をはじめとするみなさんが再任され、いの健京都センターからは引き続き岩橋事務局長が副会長に選出されました。



結成40周年記念レセプションでは、新田会長が40周年を振り返ってあいさつされ、来賓として、①京都総評の梶川議長、②いの健全全国センターの秋山事務局長、③自由法曹団京都支部の村山弁護士、④京都民医連の吉中医師、⑤日本共産党の穀田衆議院議員の5人のみなさんがあいさつをされました。中野副会長（京教組委員長）の音頭で乾杯した後、参加者のみなさんから一言をいただき、芝井事務局長のお礼の言葉と岩橋副会長（いの健京都センター事務局長）の閉会あいさつで終了しました。



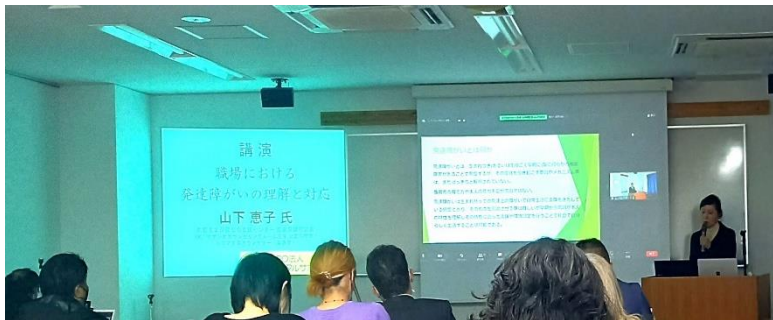
参加者は、総会が43人、レセプションが59人でした。芝井事務局長は、「労災・職業病は、社会の歪みであり、職場の病である。被災者の存在は、企業の活動の不備を証言し、企業と社会に鋭く問いかけている。労災・職業病の問題は、被災者の問題ではなく、健康に働いているつもりのすべての労働者と労働組合の問題だ」と強調されました。参加者のみなさんに、京都職対連結成40周年記念の冊子「京都職対連55年のあゆみ」（注55年はそれまでの“職対連”運動も含めた年数）が参加者に配られました。



II メンタルサポート京都公開講座2024

2月17日午後、ラポール京都の会議室において、NPO法人メンタルサポート京都の公開講座「だれもが働きやすい職場づくり～発達障害の特性から考える」が開催されました。参加は会場に41人、Zoomで52人、合計93人と大盛況でした。

京都産業保健総合支援センターの産業保健相談員の山下恵子さんが講演「職場における発達障がい者の理解と対応」を行いました。山下さんは、自閉症（ASD）、学習障がい（SLD）、注意欠如多動性（ADHD）などの発達障がいの特性を説明し、その理解を深めることの大切さと職場の発達障害に関して留意することをすべきことを



を説明しました。そしてそれぞれの特性を生かせる仕事と不向きな業務を説明し、職場での対応として「①相手の行動をよく理解する、②相手の話にしっかりと耳を傾ける、③相手への伝え方を工夫する、④上手にほめる、⑤小さな段階を踏んでいく、⑥無理強いはしない」の6点を上げました。最後に、「発達障がいは、誰もが持っている特性の凸凹が社会生活の中で困難が出来てきたときに障がいとなる。発達障がいの特性について理解し、一人一人の困りごとや生きづらさを理解することが一番大切なこと」とまとめられました。

京都府立高教組の馬場勝幸書記長と当事者の方が職場からの報告をしました。馬場書記長は、2006年に採択され、2007年に日本も批准した「国連障害者権利条約」の「合理的配慮」を常に明確にする重要性を強調し、使用者に「合理的配慮」を実践的に求めること、具体的には①当事者と周りの教職員の両方に気持ちを向けること、②相談体制づくりと、当事者の同意を基本にした周りの教職員への説明とすること、③具体的な支援制度、支援体制づくり（復帰支援、支援加配教職員）、発達障害への理解を高めるとりくみを進めることなどを上げました。

III いの健京都センター2023年度第3回理事会開催

2月20日、いの健京都センター2023年度第3回理事会が開催されました。第3回理事会の冒頭、河本理事長は「厳しい状況はあるが、運動で何とかしていこう」と力強く訴えられました。第3回理事会では、経過報告を承認、情勢を討議し、各団体からの報告・交流が行われました。協議事項では、



①第26回定期総会を8月31日（火）午後開催すること、記念講演と懇親も行うことを確認し、②第31回京都労働安全衛生学校と第19回働き方見直し集会の開催、③その他について協議しました。

IV 労働法制をめぐる最近のポイント

1 2024年4月施行の労働関係法令の主な改正内容

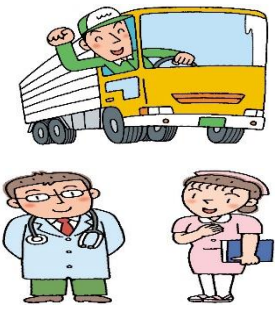
(1) 時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務への上限規制の適用

① 工作物の建設の事業：災害時における復旧及び復興の事業を除き、一般の上限規制（*）がすべて適用に

（*）一般の時間外労働の上限規制：（原則）1か月45時間、年間360時間、（例外）年720時間、複数月平均80時間以内（休日労働含む）、月100時間以内（休日労働含む）（年間6か月まで）。法定労働期間は1日8時間、週40時間以内。



- ② 自動車運転の業務：特別条項付36協定を結ぶ場合の年間の時間外労働の上限は年960時間に（時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満、2～6か月の平均で80時間以内とする規制は適用されない）
- ③ 医業に従事する医師：特別条項付36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1860時間に（時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満、2～6か月の平均で80時間以内とする規制は適用されない）



(2) 裁量労働制の「改正」

- ① 専門型裁量労働制の対象業務に、M&Aアドバイザーの追加
- ② 専門型裁量労働制についても、制度適用にあたって対象労働者の本人同意が必要に

(3) 「労働条件明示のルール」の改正

- ① 就業場所・業務の変更の範囲の明示が必要に
- ② 有期雇用について； i. 更新上限の明示+更新上限を新設・短縮する場合の説明が必要に、 ii. 無期転換申込機会の明示が必要に（「無期転換申込権」が発生する更新のタイミング毎にも）、 iii. 無期転換後の労働条件の明示が必要に（均衡を考慮した事項の説明も）

2 労働基準関係法制見直しの動き

(1) 日本経団連「労使自治を軸とした労働法制に関する提言」

1月16日、日本経団連は「労使自治を軸とした労働法制に関する提言」を公表した。“今こそ労使自治を軸とした労働法制を検討すべき”として、「今後求められる労働法制の姿」は、「労働者の健康確保は最優先」としつつも、「時代に合った制度見直しを」として、「労使自治を重視し、法制度はシンプルに」と訴える。具体的な労働法制見直しを求める事項として、①労働時間規制（裁量労働制や高プロ）のデロゲーション（＝法律の有効性を部分的に減じること）の範囲の拡大、②（過半数組合がない企業対象）「労使協創協議制」を創設して、個々の労働者を規律する契約締結権限の付与、就業規則の合理性推定、労働時間のデロゲーションを検討、③就業規則作成時における意見聴取等の単位の見直し；事業所単位から企業単位も可能にすると挙げ、④今後の労働者には、「自主的な健康管理に一層努める」ことが求められるとうそびている。

(2) 厚労省「労働基準法制研究会」の発足と検討の開始

1月23日、厚労省の労働基準局長は、10人の学識経験者の参集のもと、第1回となる「労働基準法制研究会」を開催した（座長は荒木尚志東大教授で、2024年度中に報告書が取りまとめられる予定）。同研究会は、検討事項として、①「新しい時代の働き方に関する研究会」報告書（2023年10月20日公表；全労連は同報告書の撤回と全面的な修正を求めている！）を踏まえた、今後の労働基準関係法制の法的論点の整理、②働き方改革関連法の施行状況を踏まえた、労働基準法等の検討（施行後5年経過後の見直しなど）を挙げ、具体的検討項目は①労働基準法の事業者、②労働者性、③労働時間制度、④過半数代表制などとしている。



3 外国人労働者の「技能実習制度」の廃止と「育成就労」制度の創設



2月9日、政府は、昨年11月30日の「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の最終報告書を受けて、「外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議」を開催し、現在の「技能実習制度」を廃止し、新制度「育成就労」を創設する方針を決定した。新たな制度は、「未熟練労働者として受け入れた外国人労働者を、基本的に3年間の就労を通じた育成期間において計画的に特定技能1号の技能水準の人材に育成することを目指す」としている。外国人労働の人権侵害

の温床である「転職制限」は、これまでの原則「3年間認めない」を、有識者会議報告書の1年から、業務内容によって最大2年まで可能とした。「現代の奴隷制度」と批判されている「技能実習制度」を名称変更でかわそうとしているが、中味的にはほとんど変更ないと言わざるを得ないお粗末なものと言わざるを得ない。

4 雇用保険制度の見直し

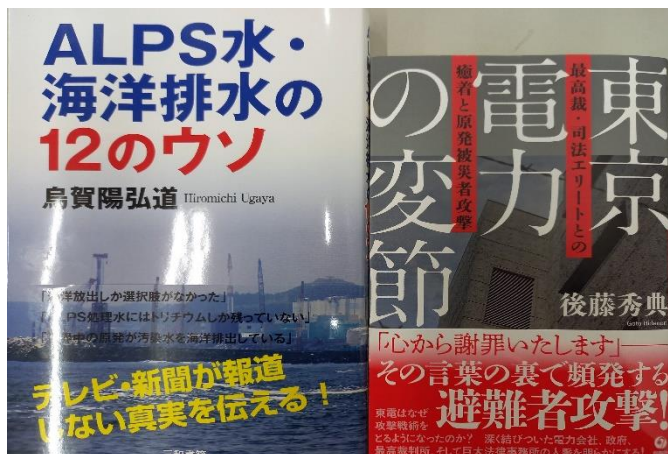
1月10日、厚生労働省の労働政策審議会の職業安定分科会の雇用保険部会は、雇用保険制度の見直しについての検討結果の報告を行い、同月12日、労政審はそれを踏まえた雇用保険法等の改正法律案を「おおむね妥当」と答申した。政府・厚労省は、現在開催中の通常国会に雇用保険法等の改正案を提出し、成立を図る予定。



【改正施行予定日毎に見た雇用保険法等の改正内容案】

- ① 公布の日または2024年4月1日のいずれかの遅い日
 - i 育児休業給付を支える「財政基盤の強化」；国庫負担額の暫定措置（80分の1）の廃止→本則の8分の1に
- ② 2024年10月1日施行
 - ii 「教育訓練給付」の拡充；教育訓練受講後に賃金が上昇した場合などにさらなる追加支給を行うなど。
- ③ 2025年4月1日施行
 - iii 育児休業給付を支える「財政基盤の強化」；料率の引上げと弾力的な運用＝料率を「1000分の5」に引き上げて、弾力的に「1000分の4」にする。
 - iv 「子ども・子育て支援特別会計」（いわゆる「こども金庫」）の創設
 - v 「自己都合離職者の基本手当の給付制限」の見直し；「教育訓練を行った場合」には給付制限（原則2カ月間、5年以内に2回を超える場合は3カ月間）を解除
 - vi 「育児休業給付」の給付率の引き上げ＝「出生後休業支援給付」の創設；育児休業給付と併せて給付率は80%（手取りで10割相当）に
 - ・ 現行制度：育児休業を取得した場合、休業開始から通算180日までは賃金の67%（手取りで8割相当）、180日経過後は賃金の50%を支給。
 - ・ 子の出生直後の一定期間以内（男性はこの出生後8週間以内、女性は産後休業後8週間以内）に、被保険者とその配偶者の両方が14日以上の子育て休業を取得する場合、「最大28日間」「休業開始前賃金の13%相当額」を給付（＝出生後休業支援給付）。財源は、政府が別途徴収する「子ども・子育て納付金」。なお、配偶者が「専業主婦の場合」や「ひとり親家庭」の場合は、配偶者の育児休業取得は要件としないとしている。
 - vii 「育児時短就業給付」の創設；子が2歳未満まで「時短勤務中に支払われた賃金額の10%」を支給
 - viii 2024年度末までの「暫定措置」（*）を2026年度末まで2年間延長
 - (*) ㊦雇止めによる離職者の基本手当の給付日数に関する特例
 - ㊧雇用機会が不足する地域における地域延長給付の給付日数の延長の特例
 - ㊨教育訓練支援給付金（45歳未満の者に基本手当80%を訓練受給中に支給）→60%に引き下げて延長
 - ㊩介護休業給付に係る国庫負担割合を本則「8分の1」のところを80分の1とする
 - ix 「就業促進手当」の見直し
 - ・ 安定した職業への就職を促進するため「就業手当」を廃止
 - ・ 「就業促進定着手当」を引き下げ、基本手当残日数の20%程度相当額に
- ④ 2025年10月1日施行
 - x 教育訓練中の生活を支えるための給付と融資制度の創設
- ⑤ 2028年10月1日施行
 - xi 雇用保険の適用拡大；現在週所定労働時間が20時間以上の雇用労働者を適用対象としているが、10時間以上（20時間未満）の労働者にも適用する。

V 今月のお勧めの2冊—後藤秀典「東京電力の変節—最高裁・司法エリートとの癒着と原発被災者攻撃」 & 鳥賀陽弘道「ALPS・海洋排水の12のウソ」



早いもので東日本大震災・東京電力福島第一原発事故から13年もの月日が経とうとしています。原発事故被害者のみなさんの国と東京電力の責任を問う裁判は今も闘い続けられている一方、国・東京電力は昨年8月24日に福島原発ALPS処理水の海洋放出を強行しました。今回紹介する2冊は、福島原発事故裁判の現在と汚染水海洋放出問題を理解する上で、絶好の2冊です。

ジャーナリストの後藤秀典さんの「東京電力の変節—最高裁・司法エリートたちとの癒着と原発被災者攻撃」（旬報社刊、1500円＋税、2023年9月初版）は、本の

帯に「『心から謝罪します』その言葉の裏で頻発する避難者攻撃—東電はなぜ攻撃戦術をとるようになったのか？深く結びついた電力会社、政府、最高裁判所、そして巨大法律事務所の人脈を明らかにする！」とあります。

この本の白眉は第二章“国に責任はない”最高裁判決は誰が書いたのか”で、国の責任を認めなかった2022年6月の最高裁判決の裏側を見事にあぶり出しています。企業側の弁護士集団である巨大法律事務所が、最高裁判所の裁判官の供給源となり、天下り先となっている恐るべき実態があり、最高裁判所・国・東京電力・巨大法律事務所が密接な癒着構造を形成し、それが2022年6月の国を免罪する異様な最高裁判決となったことを鋭く告発・暴露しています。

フリーランスの報道記者・写真家の鳥賀陽弘道（うがの・ひろみち）さんの「ALPS水・海洋排水の12のウソ」（三和書籍、1500円＋税、2023年11月初版）は、国・東京電力の明々白々な12のウソ（それをマスコミが垂れ流し、多くの国民がだまされてしまっている！！）を、わかりやすく説得力のある説明で、木っ端みじんに論破してくれています。例えば、○ウソ「海洋放出しか選択肢がなかった」→ほんとうは、「自然蒸発」「コンクリート固化」など、海洋放出以外にも有力な選択肢があった！ ○ウソ「タンクの置き場はもうない」→ほんとうは、福島第1原発の周辺には広大な「中間貯蔵施設」がある！ ○ウソ「ALPS水には放射性物質はトリチウムしか残っていない」→ほんとうは、ストロンチウム、セシウム、ウラン、プルトニウムなどの他の放射性物質が残留している！ ○ウソ「福島第一のような原発からの海洋放出は世界中でやっている」→ほんとうは、直接燃料棒に触れた水を排出しているのは、世界で福島第一原発だけ！…政府・東電のプロパガンダ（＝意図をもって、特定の主義や思想に誘導する宣伝戦略のこと）に負けない情報リテラシー（＝世の中の様々な情報を適切に読み解き、理解し、活用できる能力）を身に着けないといけないとあらためて痛感せせられた次第。

「第19回Stop! ザ・働き過ぎ! -働き方を見直す京都集会」のお知らせ

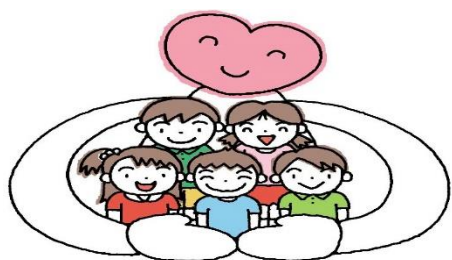
- 開催要項：7月13日（土）午前10時～午後4時、ラポール京都の2階ホール及び4・6階会議室にて、同集会実行委員会の主催で開催
- 主な内容：
 - ・ 午前「全体会」：記念講演「『人間らしく働くこと』とは何か？世界の労組のたたかいに学ぶ」（講師は全労連の布施恵輔事務局次長）、基調報告と特別報告
 - ・ 午後：分科会→第1分科会「ハラスメント」、第2分科会「労働時間」、第3分科会「労働安全衛生」、第4分科会「非正規労働者の処遇改善」 ○ お問い合わせは、京都総評かいの健京都センターまで



【編集子の独り言②】いのちと健康を守る前提としての「恐怖と欠乏からの自由」

編集子が、2022年8月末にいの健京都センターの事務局長に就任してから、1年半経とうとしています。いの健京都センターの事務局長となって、この間あらためてつくづく思ったことは、やっぱり、働くものにとってと言いますか、「人間にとって一番大切なものは、いのちであり、そして健康だ」ということです。

その人間にとって一番大切ないのちや健康を守っていく上で、最大の障害となるものは一体何でしょうか？—まず**いのちの最大の敵は戦争**です。事実、第二次世界大戦が終わった1945年の日本の男性の平均寿命は、何と23.9才でした。人間にとって一番大切ないのちを守るためには、「戦争は絶対にしない、させない!」、そして「戦争は止めさせ」ないといけません。



そして**健康の最大の阻害要因は、貧困**です。貧困が人々の健康をむしばみ、病気を治りにくくしています。元世界医師会長でロンドン大学教授のマイケル・マーモットは、名著「健康格差」で、「**健康格差の主たる原因は貧困と社会的格差・不平等にある**」と言い切っています。デヴィッド・スタクラとサンジェイ・バスの共著「経済政策で人は死ぬか?」では、世界各国の医療統計データを比較・分析して、「**緊縮財政(=不十分な失業対策と医療・社会保障の削減)が、国の死者数を増加させていた!**」ことを実証しています。

日本国憲法は、その前文で、「われらは、全世界の国民が、ひとしく**恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利**を有することを確認する」と言っています。日本国憲法前文が言う**恐怖は戦争**であり、**欠乏は貧困**です。人間のいのちと健康を守る前提条件であり、絶対条件は、「**恐怖と欠乏からの自由=平和のうちに生存する権利**」の保障です。

そのことを、ウクライナとガザの現実、コロナ禍の世界と日本、最近の物価高で痛感させられる毎日です。働くもののいのちと健康を守るためにも、全世界の国民に「ひとしく**恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利**」が保障されること、すなわち「戦争と武力による威嚇や行使が永久に放棄」(憲法9条)され、すべての国民の「生命、自由及び幸福追求に対する権利」(13条)が最大限尊重され、「健康で文化的な生活を営む権利」(25条)が実現されるよう、「全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成」(前文)しなければならないと、いの健京都センター事務局長を拝命してあらためて決意し直した次第です。



第31回京都労働安全衛生学校開催のお知らせ

- 開催要項：2024年6月15日(土)午後1時～4時30分、ラポール京都(京都労働者総合会館、四条御前西入ル北側スグ)四階第1会議室&六階北会議室にて、京都総評といの健京都センターの共催で開催
- 開催目的：産別・地域におけるいの健・ローアン活動家の育成
- 主な内容：
 - ・ 第1講義「労働安全衛生法と職場のローアン活動の進め方」(午後1時15分～2時45分)
 - ・ 第2講義(午後3時～4時30分)：AorBのどちらかを選択
 - ・ A講義「ハラスメント防止法と職場のハラスメントをなくすとrikumi」
 - ・ B講義「これって労災?～労災保険法入門」
- 受講料：1,000円(1講義のみは500円)
- 申し込みは、京都総評かいの健京都センターまで、電話かF a Xかメールで!

